

# さいたま市地形図の利用における注意事項

## 1. さいたま市地形図の利用について

- さいたま市のウェブサイトで公開している地形図を利用される場合には、本注意事項に同意したものとみなします。
- ここで提供する地形図は、作成時の地形地物であるため、道路や建築等の一部は、現況と異なる場合があります。また、土地の境界を示すものではありません。
- ここで提供する地形図の情報に関する著作権は、さいたま市に帰属します。
- 著作権法上認められた行為を除き、掲載されている内容を無断で複製し、販売、貸出及び転用することを禁じます。
- さいたま市地形図は、測量法の公共測量成果となるため、複製・使用をする場合には、測量法の申請が必要となります。

## 2. 測量法に基づく申請等

- 地形図の利用にあたっては、測量法に基づく公共測量成果の複製・使用に関する申請が必要となりますので、測量計画機関であるさいたま市の承認を得る必要があります。

### (1) 複製承認（法第43条）

- 次に該当する場合は測量成果の複製の承認を得なければなりません。
  - ・測量の用に供する場合：測量を実施する者に対して、測量成果を提供するために複製する場合
  - ・刊行する場合：有償、無償に関わらず、複製した測量成果を書籍、パソコン、CD-ROM その他のもので不特定多数のものに対し発行する場合
  - ・インターネット等により情報を提供する場合：インターネット又は電子メールその他の方法により、複製した測量成果を公表し、不特定多数の者がそれらを閲覧又は入手できる状態に置く場合

### 【承認を得ずに利用できる範囲】

- 以下の内容に該当する場合は、複製の承認を得ずに利用することが可能となります。
  - ・私的に利用する場合
  - ・学校その他教育機関で利用する場合
  - ・一時的な資料として利用する場合
  - ・イラスト的に利用する場合
  - ・社内、サークル、同好会等においてのみ利用する場合
  - ・特定の者に対して提言する申請書、報告書等に複製物を掲載する場合
- 以下の内容に該当する場合は、複製の承認を得ず出典の明示により利用することが可能となります。
  - ・学術論文に利用する場合
  - ・試験問題として利用する場合
  - ・テレビ番組等で短時間の利用をする場合
  - ・刊行物等に少量の地図を挿入する場合
  - ・博物館等においてパネル展示を行う場合

### (2) 使用承認（法第44条）

- 次に該当する場合は、測量成果の使用の承認を得なければなりません。
  - ・測量成果を複製した者が、複製品を測量に用いる場合
  - ・測量成果に対し、大量の情報の付加若しくは削除又は著しい表現方法の変更等を伴うものであって、新たに作成される測量成果が複製しようとする測量成果とは別種の測量成果と判断される場合

### 【承認を得ずに利用できる範囲】

- 以下の内容に該当する場合は、使用の承認を得ずに利用することが可能となります。
  - ・私的に利用する場合
  - ・学校その他教育機関で利用する場合
  - ・一時的な資料として利用する場合
  - ・イラスト的に利用する場合
- 以下の内容に該当する場合は、使用の承認を得ず出典の明示により利用することが可能となります。
  - ・学術論文に利用する場合
  - ・試験問題として利用する場合
  - ・テレビ番組等で短時間の利用をする場合
  - ・刊行物等に少量の地図を挿入する場合

## 3. 出展の明示について

地形図を利用する際は、以下の通り出展を記載してください。

### (出展記載例)

「この地図は、さいたま市発行の地形図（1/○○○）を使用したものです。」

「この地図は、さいたま市発行の地形図（1/○○○）に○○を追加して掲載」

「この地図は、さいたま市発行の地形図（1/○○○）を基に、○○株式会社作成」

## 4. 免責について

- (1) 市は、利用者が地形図を用いて行う一切の行為（地形図を編集・加工等した情報を利用することを含む）について、何ら責任を負うものではありません。
- (2) この地形図は、予告なく、変更、移転、削除等が行われることがあります。

## 5. 問合せ窓口

さいたま市 都市局 都市計画部 都市計画課  
〒330-9588  
さいたま市浦和区常盤6-4-4  
電話：048-829-1404